

## 産前産後期間の国民健康保険料軽減措置の導入について

## 1 目的

令和5年5月に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、子育て世帯の負担軽減等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び均等割保険料の軽減措置が講じられることになりました。

このような国の動きを踏まえ、本市においても当該軽減措置を導入しようとするものです。

## 2 概要

## (1) 対象者

出産する国民健康保険被保険者（妊娠85日以上の子死産及び流産も対象）

## (2) 対象期間

出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間

多胎妊娠・出産の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間

[出産予定日]					
10月	11月	12月	1月	2月	3月
		減免期間(単胎の場合)			
減免期間(多胎の場合)					

※ 令和5年11月に出産（予定）の被保険者は、令和6年1月分のみ減免対象となります。

## (3) 減免額等

対象期間の所得割保険料と均等割保険料の全額

<減免見込額> 令和5年度 約920,000円（22,980円×40人）

※令和5年度は1月～3月の保険料が減免の対象です。

令和6年度 約4,367,000円（22,980円×190人）

## 3 国・地方の負担割合

国1/2、県1/4、市1/4（地方負担は地方交付税措置）

## 4 県下の状況

全市町において同様に改正予定

## 5 施行期日

令和6年1月1日

## 6 今後のスケジュール

令和5年12月 条例改正議案を12月議会に提案

## 7 その他

被用者保険や国民年金では、すでに同様の制度が設けられています。